



# 県知事が大崎町を視察

広域的な観点から、県政や地域の実情と課題について、知事と地域の住民の方々が意見交換を行い、県政の運営に役立てる目的で、八月六日、第9回『知事と語るふるさと座談会』が大隅町のそお鹿児島農業協同組合本所で行われました。

今回は曾於地区が対象となり、その座談会の一環として、県知事が各町の施設などを視察して回りました。

大崎町では、肉用牛生産農家の視察ということで、野方西谷の藤岡数雄さん(五十三歳)宅を約二十分視察しました。

藤岡さんは、経産牛百頭、育成牛四十三頭を飼育し、指導農業士の認定資格を持ち、農業高校生などを研修生として受け入れ、農業後継者育成に尽力されてます。また、早期離乳・人口哺育に取り組み、子牛の事故率低減を図ることもに、母牛の繁殖成績を向上させるなど、高い技術を修得されています。

現在、大崎町認定農業者協



議会副会長として、地域畜産農家のリーダー的存在になっています。

## 届け出の必要な土地取引

■次の条件を満たす土地取引に当たっては届け出が必要です。

### 取引の形態

- 売買
  - 交換
  - 営業譲渡
  - 譲渡担保
  - 代物弁済
  - 共有持分の譲渡
  - 地上権・賃借権の設定・譲渡
  - 予約完結権・買戻権等の譲渡など
- (※これらの取り引きの予約である場合も含みます。)

### 取引の規模（面積要件）

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| ①都市計画区域      | ..... 5,000m <sup>2</sup> 以上  |
| ②都市計画区域以外の区域 | ..... 10,000m <sup>2</sup> 以上 |

### 一団の土地取引（事後届出制の場合）

個々の面積は小さくとも、権利取得者(売買の場合であれば買主)が権利を取得する土地の合計が左記の面積以上となる場合(「買いの一団」)には届け出が必要です。

#### 買いの一団



売る人	(土地)	買う人
甲さん	(い)	
乙さん	(ろ)	
丙さん	(は)	
丁さん	(に)	Aさん

(い+ろ+は+に)が取引の規模(面積要件)の面積を超える場合は、届け出が必要です。

土地取引には  
届け出が必要です

〈問い合わせ先〉 大崎町役場 企画財政課 ☎ 76-1111 (内線 221)